

申 立 書

令和 年 月 日

高砂市長 様

所有者 住所

氏名

このたび、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

1. 家屋の表示

所在地 高砂市

家屋番号

2. 家屋の住居表示

高砂市

3. 入居予定年月日

令和 年 月 日

4. 現在の家屋の処分方法等（処分方法に応じた裏面の添付書類が必要です。）

☐売却 ☐賃貸 ☐現在の家屋が借家（アパート・社宅・寮等）
☐現在の家屋に証明申請者の親族等が居住 ☐未定

5. 入居が登記の後になる理由

☐抵当権設定を急ぐため ☐転勤等仕事の都合のため
☐学校関係の事情のため ☐単身赴任のため ☐本人又は家族等の病気のため
☐その他（具体的に記入）

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

申立書を提出するにあたっては、下記の書類を添付してください。

現 在 の 家 屋 の 処 分 方 法 等	添 付 書 類
現在の家屋を売却する場合	・現在家屋の売買契約（予約）書、媒介契約書等、売却することを証する書類 ・現在の住民票
現在の家屋を賃貸する場合	・現在家屋の賃貸借契約（予約）書、媒介契約書等、賃貸することを証する書類 ・現在の住民票
現在の家屋が借家、社宅・寮等、証明申請者の所有家屋でない場合	・賃貸借契約書、社宅の使用許可証や家主の証明、登記事項証明書等、現在家屋が事故の所有でないことを証する書類 ・現在の住民票
現在の家屋に証明申請者の親族等が住む場合	・親（親族）等からの申立書 ・現在の住民票
未定 現在の家屋が自分の持家であるが、処分方法等が未定で止むを得ず入居が登記の後になる場合	(ア)資金を借りるために抵当権設定を急ぐ場合
	・当該家屋取得資金に係る金銭消費貸借契約書、家屋売買代金の支払期日の記載のある売買契約書等、抵当権設定を急ぐことを証する書類 ・現在の住民票
	(イ)前住人が未転出であり入居できない場合
	・前住人と証明申請者（又は宅建業者）間の引渡期日の記載のある売買契約書等、抵当権設定を急ぐことを証する書類 ・現在の住民票
	(ウ)本人又は家族の病気等、止むを得ない事情により登記までに入居できない場合
	・治療期間が記載された医師の診断書等、止むを得ない事情を証する書類 ・現在の住民票